



R7.12月改訂版 工事費内訳書について

(改定版)
2026.1.30



1. 工事費内訳書に関する留意事項について

建設工事入札の工事費内訳書に関する留意事項について

建設工事入札の工事費内訳書に関する留意事項について

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳に材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適切な施工を確保するために必要な経費を記載した書類を提出するものとされ（入札契約適正化法第12条），この規定は令和7年12月12日から施行することとされました。県発注建設工事の入札の際は、以下の点に注意し、工事内訳書を提出してください。

鹿児島県ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah01/koujihuchiawakesho.html>

2. Robinのシステム改修について

Robin - [一般土木] 内訳明細入力画面

工事表題 工事内訳書

地区 北嶺②(宮之城) 工事名 道路維持工事

工事番号 00088

工事名 第8号県単道路整備(改良)工事(広瀬工区)

工事場所 宮之城加治木線 鹿摩郡さつま町広瀬地内

前払金率 40 % 時期補正 0 % 堤頂高さ 0 m

現場環境改善費 計上無し 地区補正 一般交通影響有り(2)現道4工種

経費率 0 % 口海上輸送修正あり 工種数 2工種 工種金額表示位 1円

材料費・労務費等のうち訳を表示する

法定福利費の割合 4.67 % 道路維持工事

建退共制度加入率 50.0 %

安全衛生経費における掛率 7.0 % (参考 5~10%)

印刷用
入札日月日 令和08年02月02日 宛名削除
宛名 1
口欄外印刷
口業者名を出力しない

料業者名
業者住所
代表者名
代理人名
単価比率 1.000 入札金額表示位 1円

単価適用日 令和07年11月01日
價格下り物 令和07年11月
消費税 10 %
発送機関 県土木
補償方法 無保証
有効桁 2位

週作2日制の補正
単位(一般土木) → 変更
単位(一般土木) →

経費率補正
共通設費
現場環境改善費
現場管理費
一般管理費
工事価格(人札金額)

調査基準価格で印刷
調査基準価格算出区分
□ 島 一般管理費補正(75%)
□ 国 一般管理費補正(68%)
□ 市町村1 一般管理費補正(75%) (鹿児島市)
□ 市町村2 一般管理費補正(75%) (薩摩川内市)
□ 市町村3 一般管理費補正(75%)
□ 市町村4 一般管理費補正(68%)

調査基準価格補正
直接工事費 97 %
共通設費 90 %
現場管理費 80 %
一般管理費 75 %
+括上価格 0 %

工事費内訳書

工事名	第8号県単道路整備(改良)工事(広瀬工区)	
工事場所	宮之城加治木線 鹿摩郡さつま町広瀬地内	
工種等	見積金額(円)	割合(%)
本工事費	9 1 9 4 5 4	100.00
道路維持	9 1 9 4 5 4	100.00
エクレート工	8 6 8 6 5 4	96.67
便設工	3 0 6 0 0 0	3.33
監修工事費	9 1 9 4 5 4	100.00
うち材料費	4 3 2 0 0 0	
うち労務費	4 5 2 0 0 0	
共通設費	3 4 3 1 6 6	
料工事費	1 2 6 2 6 2 0	
現場管理費	9 4 1 0 0 0	
うち法定福利費の事業主負担額	1 2 7 0 0 0	
うち賃込共制度の維持	7 0 0 0 0	
工事原価	2 2 0 3 6 2 0	
一般管理費	5 1 9 3 6 0	
工事価格	2 7 2 3 0 0 0	
うち安全衛生経費	1 9 0 0 0 0	



3. 各項目の入力について

① うち材料費

この工事で使用される材料の合計金額が出力されます。 (千円以下切り捨て)
例)

材料費(合計) = 432,000円

② うち労務費

この工事で使用される労務の合計金額が出力されます。 (千円以下切り捨て)
例)

労務費(合計) = 462,000円

③ うち法定福利費の事業負担額

この工事における法定福利費の事業主負担額の参考金額が出力されます。 (千円以下切り捨て)
例)

~~法定福利費における掛け率~~ 16.0 %

例では、法定費における掛け率に16%が指定されているので下記金額となります。

うち法定福利費の事業主負担額 (参考金額)

$$\begin{aligned} &= \text{労務費(合計)} \times \text{掛け率(16\%)} \\ &= 341,426円 \times 0.16 \\ &= 54,628.16円 \div 54,000円 \end{aligned}$$



③ うち法定福利費の事業負担額

この工事における法定福利費の事業主負担額の参考金額が出力されます。（千円以下切り捨て）
法定福利費の割合は工種によって異なります。

例)

法定福利費の割合	4.67	%	道路維持工事	▼
----------	------	---	--------	---

例では、法定福利費の割合に4.67%が指定されているので下記金額となります。

うち法定福利費の事業主負担額（参考金額）

= 工事価格(税抜) × 掛け率(4.67)

= 2,723,000円 × 0.0467

= 127,164.1円 ≈ 127,000円

工事価格に占める法定福利費の平均割合（令和7年）

工種	割合	工種	割合	工種	割合	工種	割合
河川工事	3.92	舗装工事	3.87	道路維持工事	4.67	フィルダム工事	2.27
河川・道路構造物工事	3.50	砂防・地すべり等工事	4.08	河川維持工事	6.38	下水道工事（1）	3.99
海岸工事	3.39	公園工事	4.08	共同溝工事（1）	4.26	下水道工事（2）	4.38
道路改良工事	3.63	電線共同溝工事	4.28	共同溝工事（2）	2.98	下水道工事（3）	3.81
鋼橋架設工事	2.78	情報ボックス工事	4.05	トンネル工事	4.52	下水道工事（4）	3.47
PC橋工事	3.81	橋梁保全工事	3.87	コンクリートダム工事	4.11		



④ うち建退共制度の掛け金

この工事におけるうち建退共制度の掛け金の参考金額が出力されます。（千円以下切り捨て）

例)

建退共制度加入率 50.0 %

例では、建退共制度加入率に50%が指定が指定されているので下記金額となります。

$$\begin{aligned}\text{うち建退共制度の掛け金 (参考金額)} &= \text{工事価格(税抜)} \times (4.1 \div 1,000\text{円}) \div 70\% \\ &= 2,723,000\text{円} \times 0.0041 \times (0.5 \div 0.7) \\ &= 7,926.653\text{円} \approx 7,000\text{円}\end{aligned}$$

⑤ うち安全衛生経費

この工事におけるうち安全衛生経費の参考金額が出力されます。（千円以下切り捨て）

例)

安全衛生経費における掛け率 7.0 %

例では、安全衛生経費における掛け率に7%が指定が指定されているので下記金額となります。

$$\begin{aligned}\text{うち建退共制度の掛け金 (参考金額)} &= \text{工事価格(税抜)} \times \text{掛け率 (7\%)} \\ &= 2,723,000\text{円} \times 0.07 \\ &= 190,610\text{円} \approx 190,000\text{円}\end{aligned}$$



4. 法廷福利費の算出方法①

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算します。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは不可能です。そのため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費}$$

ROBINはこの方
式を採用してい
ます

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。

この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

4. 法廷福利費の算出方法②（労務費×法定保険料率）

加入すべき保険



保険料の種類	法定保険料率※ (事業主負担分)
雇用保険料	0.8%
健康保険料	4.92%
介護保険料	0.90%
厚生年金保険料	9.15%
子ども・子育拠出金	0.36%
合計	16.13%

※法定保険料率は2021年4月現在
(協会けんぽ: 東京都の例)

※健保適用除外承認事業所の場合

ROBINではこの方式による法定福利費の算出は行っていません。

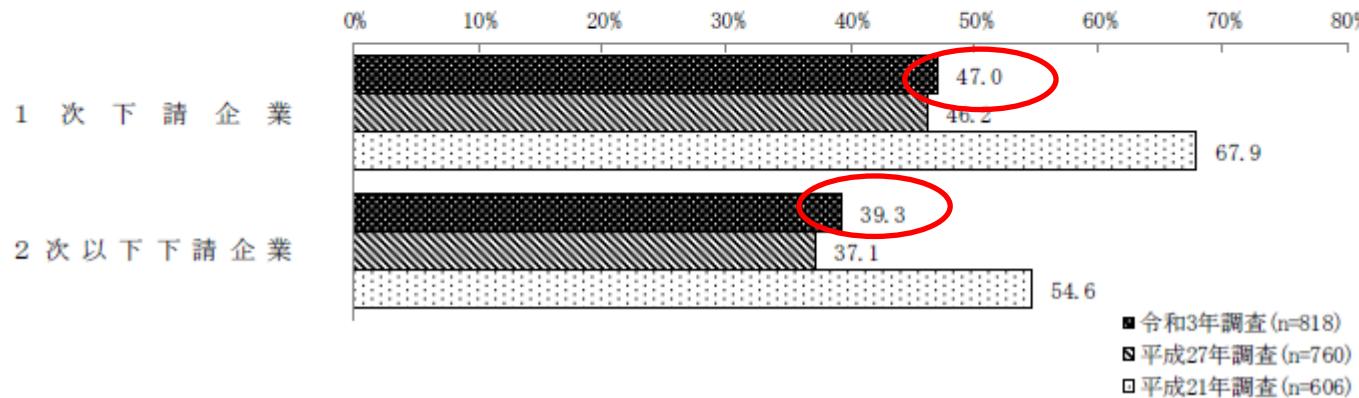
ROBINでの法定福利費の算出は、工事費に工事費当りの平均的な法定福利費の割合を掛けた算出方式で行っています。

5. 建退共制度の掛け金について

(1) 工事参加企業に占める割合

現場調査では、工事参加企業に占める建退共加入企業の割合は、1次下請、2次以下の下請とともに前回調査と比較すると、1次下請は46.2%から47.0%に、2次以下の下請は37.1%から39.3%にそれぞれやや増加している。

(図4) 建退共加入企業の割合 (現場調査)



建退共制度に関する実態調査

<https://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/jouhou/pdf-chosa/chosa2021.pdf>

1. 下請企業の加入状況

建退共制度に関する実態調査（2021年公表）によると、工事に参加する企業のうち建退共に加入している企業の割合は以下の通りです。

- 1次下請： 47.0%
- 2次以下の下請： 39.3%

あくまでAIによる
回答です！

1次下請企業の加入率が約50%に近い水準となっており、元請企業（76.8%）と比較して低い傾向にあります。 

2. 掛金算出における「50%」の活用

公共工事などで共済証紙（掛金）の購入額を算出する際、労働者の正確な加入率が不明な場合に「50%」という数値が計算例として用いられることがあります。

- **計算の考え方：**標準的な積算では「労働者の7割が加入者」と仮定して算出されます
が、個別の工事で「労働者の加入率が50%」と見なして掛金額を調整するケースがあります。
- **計算例：** $\text{請負金額} \times \text{比率} \times (\text{加入率}50\% / \text{基準}70\%)$ といった式で、現場の実態に合わせた証紙購入額を算出します。 



実際に活用する際には、右の表に、

〔 対象工事における労働者の加入率(%) 〕

70%

を乗じた値を参考としてください。

〔共済証紙購入の考え方について〕

工事種別 総工事費	土木					その他の土木
	舗装	橋梁等	隧道	堤防	浚渫・埋立	
1000 ~ 9999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10000 ~ 49999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50000 ~ 99999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100000 ~ 499999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建築		設備	
	住宅 ・同設備	非住宅 ・同設備	屋外の 電気等	機械器具 設置
1000 ~ 9999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10000 ~ 49999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50000 ~ 99999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100000 ~ 499999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注1) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含みます。）と無償支給材料評価額（発注機関が施工者に対し工事用の建設資材を無償で支給した場合、その建設資材を金額に換算した額）の合計額をいいます。

(注2) 総工事費100万円以下の購入率が示されていませんが、100万円以下については、対象労働者の延べ就労日数が把握できるものとして省かれております。
もし、把握できない場合には、100万円からの購入率を参考にして下さい。

金融機関が発行する領収証「掛金収納書」のうち1枚（契約者が発注者へ）は後で発注官公庁などから提出を求められたときに使用してください。



6. 安全衛生経費について

建設工事の見積もりにおける「安全衛生経費」の割合は、一般的に直接工事費の5%～10%、あるいは現場管理費を含めた諸経費の一部として同程度の比率が目安とされています。

2025年現在の最新情報に基づき、主なポイントをまとめます。

あくまでAIによる
回答です！

1. 安全衛生経費の目安

- 一般的な相場: 工事全体の5%～10%程度。
- 規模別の傾向: 工事規模が大きいほど比率は下がり（5%～10%）、小規模工事ほど高くなる（10%～20%）傾向があります。
- 位置づけ: 労働安全衛生法により義務付けられた対策費用であり、建設業法上の「通常必要と認められる原価」に含まれます。